

平成26年 第2回
教育委員会定例会会議録

平成26年2月13日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2391号

平成26年第2回定例会

日 時 平成26年2月13日(木) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第10号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第11号 港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第12号 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第13号 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第14号 港区三田図書館改築用地について

議案第15号 港区立幼稚園教育職員の人事について(秘密会)

議案第16号 教育管理職の任命内申について(秘密会)

日程第2 教育長報告事項

1 寄付の受領について

- 2 平成26年度予算について
- 3 生涯学習推進課の1月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 5 港区スポーツセンターのプール休止について
- 6 図書館・郷土資料館の1月行事実績について
- 7 図書館の1月分利用実績について
- 8 平成26年度港区立図書館の特別整理期間（休館）と港区立高輪図書館の臨時休館について
- 9 平成25年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について
- 10 御田小学校の給食について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第2回港区教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、小池教育長にお願いいたします。

第1 審議事項

議案第10号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の施行規則一部を改正する規則について

議案第11号 港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第10号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第11号「港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について」。この2件につきましては、関連する案件ですので、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、本件2件につきましては、平成25年第4回港区議会定例会で議決されました「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と、この条例改正に伴う条例施行規則及び住居手当に関する規則の一部を整備するものでございます。

まず、議案第11号から説明します。議案第11号の10ページ目をお開きください。住居手当の支給についての概要をお示ししています。

新たな住居手当制度の概要をご覧ください。

支給対象、支給額は、現行では世帯主が中心になり、扶養親族のあるなしで支給月額が変わっております。それが新しい制度になりますと、支給対象が借家・借間に居住する職員のうちで、月額2万7,000円以上の家賃を負担している世帯主に変更した、支給月額に関しましては、扶養の有無にかかわらず月額8,300円となり、27歳までの職員は1万8,700円を、28歳から32歳までの職員については9,300円を加算するという制度になっております。

また、現行制度の激変緩和としまして、現在、住居手当の支給を受けている持家等に住んでいる職員については、平成26年度から28年度にかけて経過措置を実施し、のような改正内容に伴いまして、まず、現行の住居手当制度で定められております、扶養親族の有無にかかわる事項を削除いたします。そして、住居届の様式も変更します。それから経過措置対象者にかかわる住居手当支給の手續に関する規定をするもので、施行日は平成26年4月1日です。

それでは、少しお戻りいただきまして、5ページをご覧ください。新旧対照表です。

下段が現行、上段が改正案になってございます。

まず、現行ですが、第2条の第3項と第3条の第2項の、これは扶養親族を有する者に対する手当の支給に関する規定ですので、両方を削除いたします。

次に6ページをお開きください。

下段の現方です。第5条第2項につきましても、支給方法に関する規定で扶養の「要件を欠くに至った場合について準用する」というのは、扶養がいなくなったときの規定ですので、これも削除いたします。

そして、上段ですが第4条の2を追加いたしまして、「第3条の規定による届出に係る職員が家賃云々」と、世帯主ではないけれども生計を同一にしている世帯で、その職員の収入によって生計を支えている場合の規定を追加しています。

また、同じく6ページ目の上段の付則になりますけれども、第3条については、この条例の一部を改正する条例の付則1項ただし書に関する経過を定めているのと、これは長いので省略させていただきますけれども、読み替えの規定をここに整備しております。

続いて付則の第1で、4月1日からの施行日を規定し、付則の2では、先程申し上げた激変緩和に基づき支給される住居手当の規定を整備しているものでございます。それから、様式ですが、8ページが改正案、9ページが現行の規定で、上の方を見ていただきますと、1に住宅の種類のところの現行では「持家」とあるものが削除されて、「借家・借間」に文言を変えて対応しています。

以上が議案の第11号の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の内容でございます。

続きまして、議案第10号で「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。6ページをお開きください。

この規則の主な改正理由としましては、先程ご説明しました住居手当に関する整備を行った関係で、主な改正内容のところをご覧くださいと思いますが、勤務1時間当たりの給与額の算出項目から、住居手当を除きます。勤務1時間当たりの給与額の算出項目につきましては、本給と地域手当と住居手当がこれまで算定の基礎とされておりました。しかし、一定の金額以上の借家・借間に住んでいる人という、特定の要件に該当する職員だけに支払われる手当となった関係で、算定の基礎から住居手当を除くということが1点目の趣旨でございます。

2点目は、これまで幼稚園教育職員において、寒冷地手当の制度はございませんでしたけれども、港区の職員の給与に関する条例も一部改正されまして、同じ様式の手続きを使っていた関係で、関係様式が整備され、第1号様式の職員の給与簿の項目から、寒冷地手当を削除するという内容になっています。

それでは、2ページ目の新旧対照表をご覧ください。

下段が現行、上段が改正案ですが、第17条の勤務1時間当たりの給与額の算出等についての第1項第2号の規定を、先程申し上げた関係で削除するものでございます。

3ページ目をご覧くださいまして、様式の変更があります。後ほど説明させていただきます。

また、付則につきましても、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

現行の職員別給与簿ですが、上から2段目に、左から支給月日、区分、給料とあるところの休日夜勤の右側の「寒冷地」という欄を削除するものでございます。4ページの改正案をご覧くださいますと、同じような様式ですけれども、その中から「寒冷地」という欄を削除した様式となっています。

雑駁ではございますけれども、議案の第10号の「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第11号の「港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について」、の説明です。よろしくご審議の上でご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 議案第10号の前半の改正の部分で、勤務1時間当たりの給与額の算出項目から住居手当を除くというところがあります。それと議案第11号で住居手当の変更ということで、全体的に職員にとって影響というのはどのぐらい出るのか分かっていますか。

○庶務課長 現在、幼稚園の教育職員は71名いまして、そのうち住居手当を支給している職員が23名おります。そのうちの借家・借間に住んでいる方が何人かというのは、具体的な数字は把握しておりませんが、公務員全体でいくと約26%という数字がありまして、それを当てはめると、およそ6～7名の方に住居手当が支給されて、その他の16～7名の方に影響があると考えています。

○綱川委員 現行制度の激変緩和として経過措置が実施されるわけですね。

○庶務課長 3年間で徐々に減らしてまいります。

○綱川委員 そうすると、その方にとっては若干手取りが減るわけですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○綱川委員 分かりました。

○澤委員 綱川委員の質問と関連するのですが、今までは、所帯主に、扶養親族の有無など条件はあるのでしょうかけれども、補助していた。これをこのように改正するというのは、予算を減らすためなのか、そうではなくて、一律というのは明らかにおかしいから、本当に必要としている人に限定するという、そういう趣旨で変わったのですか。

○庶務課長 一つは、若い、収入の少ない職員に、より手当を厚くするという趣旨がございます。それからももとの考え方としましては、個人の職員資産形成に資するような給与の支払い方というのをおかしいのではないかという考え方がありまして、平成21年に国、それから平成24年からは東京都でそういうものが廃止されています。全国の自治体に同様の考え方の流れもございまして、今回、特別区の人事委員会で勧告されたという状況でございます。

○澤委員 庶務課長の説明では、議案11号の方で様式が変わったと言いましたが、現行は持家が0番にあります。しかし、改正案にも6番として持家があるのですけれども、この持家というのは、現行の持家とは違う意味ですか。

○庶務課長 意味は現行の持家と同じなのですが、持家住んでいる職員への経過措置がございますので、様式の中に残っております。

○澤委員 一応4年間はこれを入れておかなければいけないが最終的には削除されてしまうということですね。分かりました。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

この案件はこの程度でよろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第10号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第10号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第11号については原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第12号 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第13号 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○小島委員長 続きまして、議案第12号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第13号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」。この2件については、関連する案件ですので、一括して説明を受け、質疑応答後、1件ずつ採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 綱川委員ですが、指定管理者となっている事業者の理事でありますので、自己の従事する業務に直接利害関係を有しております。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、議案第12号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第13号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」の議事に参与することができません。恐縮ですが、議案第12号、13号の審議が終了するまでご退席願います。

(綱川委員退室)

○小島委員長 それでは、生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第12号と議案第13号についてですが、港区立生涯学習センター、青山生涯学習館の施設でございます。指定管理者との管理運営に関する基本協定書を締結するものでございます。

基本協定書の締結につきましては、教育委員会事案専決規定により委員会議決とされており、今回ご審議いただくものでございます。

これらの施設ですが、8月6日開催の教育委員会定例会で次期指定管理者の選定の審議をいただき、区議会第3回定例会で指定に議決をいただいたところです。

指定管理者は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団です。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となります。

それでは、資料ナンバーの3、議案第12号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の締結について」をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、次が基本協定書となっております。基本協定書の案でございます。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営の代行のために、契約書にかわる指定管理者との協定の締結により、施設の管理運営に関する内容を取り決めております。

指定の議決後、港区と指定管理者との間で協議を行い、条例の規定に基づき、今回、協定を締結するものでございます。

協定には基本協定と年度協定の2種類があり、基本協定では指定の期間5年間ですが、期間を通じた包括的な施設の管理運営に関する基本的事項を規定しているものです。今回、基本的には、企画経営部が全庁的に定めるひな型の協定書を適用した形になっているものでございます。

1枚おめくりください。1ページでございます。

1ページが第1章の総則です。総則としまして、目的や指定期間、施設の概要などが記されております。

2ページが第2章として、本業務の実施として業務の範囲。

3ページでは再委託の禁止。

また、4ページになりますが、施設の改修、緊急時の対応など守秘義務などが規定をされております。

5ページですが、第3章、備品等の取り扱いとして、備品等の貸与などを定めております。

次に、第4章が、業務実施に係る確認事項でございます。業務実績報告等の規定。

それから6ページになりますが、施設のモニタリングなど。

また、次の7ページになりますが、第三者評価の実施などが規定をされております。

次の第5章が、使用料の収納及び徴収等として、使用料の収納及び徴収の方法、使用料の還付などが規定をされております。

次の第6章が、指定管理料として指定管理料。

そして、8ページで第7章として、指定管理者の自主事業。

また、第8章として、損害賠償及び不可抗力、損害賠償等を規定しております。

次の9ページでございますが、指定期間の満了として、業務の引き継ぎ、原状復帰の義務、備品等の取り扱いを定めております。

次の10ページでございますが、第10章として、指定期間の満了以前の指定の取り消しを規定し、甲による指定の取り消し等。

また、11ページになりますが、経費の返還などを定めております。

第11章、その他として、環境への配慮。

そして、最後になりますが、12ページの最後でございますが、疑義についての協議などを定めるものでございます。

以上のように、包括的な施設の管理運営に関する基本的事項を規定しております。この基本協定書にぶら下がる形で、年度協定書をこれから議決するものでございます。

年度協定書では、年度ごとの管理運営業務の内容、指定管理料の額や支払い方法などの具体的な事項について規定するものでございます。

今回の基本協定書は、12月10日開催の教育委員会でご審議いただきました、施設に係る修繕費、光熱水費のほか、二つの項目、職員の人件費、業務の一部を第三者に委託した際に発生する契約の落差金を清算の対象に加えた変更も加わっております。

次に、資料ナンバーの4、議案第13号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の締結について」の資料をご覧ください。

こちらの方ですが、先程の生涯学習センターと同じ指定管理者ですので、内容は施設の概要以外同じでございます。

甚だ簡単ではございますが、議案第12号及び議案第13号についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問はございますでしょうか。

○澤委員 基本的には結構だと思うのですが、この基本協定書は、指定管理者と教育委員会との間での一番重要な協定書となるわけです。その中で業務は何なのか、指定管理者にどういう業務をやらせてもらうのかという、そういうところは第2章の本業務の範囲の第8条で、業務基準書に色々詳しいことが書いてあるということですが、この業務基準書というのはもうできているのか、既に教育委員会に出てきていたのか、その辺をお聞きしたいです。

○生涯学習推進課長 まず、業務の範囲としましては、条例の中で施設の設置目的が書かれているところがございます。第16条のご用意ができていなくて申し訳ございません。16条に定められているところがございます。それに準じまして業務基準書が作成される場所なのですが、今、指定管理者と公募時に作成しました業務基準書に準じて、指定管理者と協議をしながら作成をしているところがございます。

○澤委員 分かりました。公募時にたたき台というか、原案のようなものが当然向こうから出てきているのですか。

○生涯学習推進課長 指定管理者の公募の段階で、指定管理者候補者がこういう事業を条例に基づいて実施をするというところの提示もございますので、その提案に基づいて確認をしているところがございます。

○教育長 確認なのですが、議案第12号と13号の違いについて、施設の概要以外は、同じ指定管理者だから内容は同じですよという説明を最後にしたのですが、指定管理者が同じだから同じではなくて、基本協定書は全庁統一的な基本的ひな型があるわけです。内容については、基本的に同

じ事項を定めているという理解だと思いますが、どうでしょうか。

○生涯学習推進課長 申し訳ありません。前段の説明が不足といいますか、不備がございました。施設のそれぞれ生涯学習センター、青山生涯学習、それぞれ条例の中で設置の目的などが定められております。今回、ひな型が同じ内容で作成をしているというところのもので説明をさせていただきたいという趣旨で説明したところでございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第12号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第12号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第13号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第13号については原案どおり可決することと決定いたしました。

それでは、ここから綱川委員に審議に参加していただきます。

(綱川委員入室)

議案第14号 港区立三田図書館改築用地について

○小島委員長 次に、議案第14号「港区立三田図書館改築用地について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第14号「港区立三田図書館改築用地について」、教育委員会議案資料ナンバー5を使いましてご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきます。

三田図書館につきましては、昭和34年3月に、麻布図書館、氷川図書館に続き3番目の区立図書館として新築開館いたしました。現在の建物は、昭和57年7月に改築しましたが、既に築30年以上が経過し、施設や設備には老朽化による不具合が顕在化しており、大規模改修または改築の必要がございます。

こちらの本文のとおり、港区教育委員会では、開設から30年以上を経過し、施設や設備関係の老朽化が著しく「三田区立図書館」の整備について、「港区基本計画」に計上するとともに、区民サービスの向上に対応した新図書館にふさわしい機能や設備等の検討を進めてまいりますという形になってございまして、現在の「港区基本計画」の中にも、三田図書館の改築については盛り込まれているところでございます。

三田図書館の現在の利用状況でございますが、来館者数は1日平均当たり約2,300人となっております。年間約80万人の利用者がいるところでございます。みなと図書館と比べまして、みなと図書館は1日当たり約1,000人、年間ですと34万人の来館者数がありまして、みなと

図書館の約2倍近い利用状況になってございます。

また、インターネット等の貸し出し等の受け取りなども増えておりまして、図書の貸し出し数も三田図書館においては年々増加傾向にあり、このようなことから、田町駅・三田駅周辺からの移転というものは難しい状況にあると判断しております。

また、現在の場所で建てかえや大規模改修、平成29年度に4階にあります郷土資料館が白金台の旧国立保健医療科学院へ移転することとなっております。現在の三田図書館の3階は、全てのフロアが閲覧席となっており、4階部分の郷土資料館が移転したとしましても、そこへ書棚等を並べることについては、改修が必要だと考えてございます。

また、先程申しましたように、電気関係や水道関係の設備関係についても、老朽化が甚だ著しいものがございまして、休館日のたびに補修工事を行っています。現在までのところ、三田図書館で直接利用者の方に損害を与えたというような状況までには陥っておりませんが、改修は頻繁に行っている状況がございまして。

そのようなことから、現在地で建てかえ、あるいは大規模改修を行った場合には、やはり建てかえの場合は当然ですけれども、改修を行う場合でもかなりの期間の改修期間が必要で、代替施設の確保が必要であると考えてございます。

三田図書館周辺、三田・田町駅周辺で代替施設、民間等から借りますと、現在賃料相場が約1万7,000円から2万円という形で聞いておりまして、フロア面積が大きくなればなるほど約2万円ぐらいの賃料相場になります。民間から借りた場合でもかなりの金額の代替施設の費用がかかるということで、現在地で建てかえた場合には整備費の増加が懸念される状況となっております。

以上の点を踏まえますと、田町駅・三田駅周辺にある区有地において移転改築を進めることが好ましいと考えてございます。現在、区長部局の方で、田町駅・三田周辺にあります区有地において用地活用方針を検討しているところでございますので、現在の三田図書館についても、図書館機能の施設整備が可能となる十分な敷地規模を有する改築用地について、検討するよう区長部局に依頼をするものでございます。

以上です。

○小島委員長 ただいまの図書・文化財課長のご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 今、図書・文化財課長から説明があったように、私も何回か利用させていただいて、三田図書館は、ちょうど地下鉄の三田・JR田町と慶應の間にあり、周辺はかなり会社、企業も多いということで、いつも結構満席というか、確かに利用者は多いです。老朽化して改築がやむを得ないのだとすると、確かに教育委員会としても近くで仮の図書館というのはなかなか難しいし、今、課長が言ったようにかなり金額もかかるということで、この近くに適当な土地があれば、そこに新しい図書館を建てて、移転するというのが一番利用者にとっても不便をかけないということではないかと思えます。

○小島委員長 私も昔、三田図書館はよく利用させてもらいました。なかなか場所的に便利がいいのです。個人的には懐かしさとか色々あるのですが、これは区長に依頼するという件なのですけれ

ども、これも議案になるのですか。

○**庶務課長** 今、図書・文化財課長が申し上げたように、今の場所で改築するという形ではなくて、ほかに適当な場所を見つけていただいて、移転改築と申しますか、場所を移転させて新たにつくるという方針を教育委員会としてご決定をいただきたいので議案として審議していただいております。

○**綱川委員** 内容的なことではないのですけれども、こういう議案というのは、教育長名で区長にお出しすることになるのですか。議案として教育委員会で決めるということになると、その辺というのはどうなるのでしょうか。

○**事務局次長** 今日、審議事項でこれをかけさせていただいたのは、教育委員会の合議の内容を教育委員会事務局のトップである教育長から区長に伝えるという形式上のものなので、事案専決の考え方からしても、教育長が教育委員会の合議内容を区長に伝えるということで、体裁はこれでよろしいのかと思います。

○**小島委員長** それでは、採決に入ります。

議案第14号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**小島委員長** それでは、議案第14号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第15号「港区立幼稚園教育職員の人事について」

議案第16号「教育管理職の任命内申について」

○**小島委員長** 続きまして、議案第15号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、議案第16号「教育管理職の任命内申について」。この2件につきましては、人事案件のため秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○ **小島委員長** それでは、これより秘密会に入ります。

第2 教育長報告事項

1 寄付の受領について

○**小島委員長** それでは、日程第2、教育長報告事項に入ります。

「寄付の受領について」。庶務課長、説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、周年行事に伴いまして寄付の申し出をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。資料番号は1でございます。

港南中学校、赤坂小学校、白金台幼稚園で、周年を祝う会から寄付の申し出をいただきました。港南中学校では、集会用テント、応援用の横断幕、校名横断幕。また、赤坂小学校では、会議用テーブル、航空写真パネル、カーテン一式。そして、白金台幼稚園では、木製板状の看板、各部屋の名称が見えるような看板をそれぞれこの資料にあるとおり寄付をいただきました。

甚だ簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの報告について何かご質問等はございますか。
よろしいですか。

2 平成26年度予算について

○小島委員長 続きまして、「平成26年度予算について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第1回定例会に港区の平成26年度予算（案）が提案されてございます。
その説明をさせていただきます。

それでは、7ページ目の参考資料、A3の横版になります「平成26年度当初予算案の概要」をご覧ください。区の予算、26年度はどのような予算規模になっているか等について、まずご説明させていただきます。左上の26年度予算の特徴のところをご覧ください。

平成26年度一般会計予算では、25年度に比べ239億円、20.6%増の1,397億2,000万円になっております。一般会計予算額は、これまで最大規模の21年度を超えまして、過去最大の予算額となります。

また、三つの特別会計予算も給付費などの増により全て増額となり、一般会計と合わせた予算総額は、16.2%増の1,813億9,467万9,000円となっております。

26年度予算は、「地域の活力と魅力を創造し、区民のだれもが安全で安心して暮らすことができる港区を実現するための予算」として、編成方針に掲げた三つの重点施策に沿って編成されております。

その一つ目は「地域の活力と魅力を高めるための取り組み」、二つ目が「高齢者や障害者など、だれもが安心して暮らせるための取り組み」、第3は「子どもの笑顔があふれる健やかな成長に向けた取り組み」でございます。

また、平成26年度予算につきましては、192の新規・臨時・レベルアップ事業を展開する積極予算となっております。

港区の人口でございますけれども、平成26年1月1日現在で約23万5,000人となっております。全国的に人口が減少している中では、年少、生産年齢人口及び老年人口、いずれの世代においても増加傾向にあり、今後も増加すると推計されております。人口増加等にかんがみまして、26年度予算では25年度予算と比較して42億円の増収を見込んでいるところでございます。

平成26年度の重点施策がその下に三つ掲げてあります。「地域の活力と魅力を高めるための取り組み」としては196億9,208万円、「高齢者や障害者など、だれもが安心して暮らせるための取り組み」として77億1,155万円、「子どもの笑顔があふれる健やかな成長に向けた取り組み」として63億9,457万円の予算となっております。

真ん中の列の一番上のところにあります「新規・臨時・レベルアップ・地域事業」というところをご覧ください。192事業がこのように予定されておりますが、そのうちの新規（新規）、臨時（継続）、レベルアップにつきましては、教育費として35事業を計上しております。後ほどご

説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが1ページ目の資料にお戻りください。

1ページ目の平成26年度予算における教育費の予算概要でございます。

歳入につきましては、26年度当初102億5,533万9,000円、25年度当初25億422万5,000円と比べまして77億5,111万4,000円の増、増減率でいきますと309.5%になっております。

主な要因としましては、教育施設整備基金を取り崩しまして、朝日中学校通学区域小中一貫教育校の建設、麻布図書館等の改築、南青山四丁目用地取得に充てるための繰入金194億円を計上したことが挙げられております。その他、幼稚園の保育料、教育財産の目的外使用料等による金額が計上されております。

次に、(2)の歳出でございます。

26年度当初は236億2,306万円、うち、職員の人件費としましては26億5,745万5,000円、事業費としましては209億6,560万5,000円。そして、25年度当初が137億643万3,000円でありましたので、99億1,662万7,000円の増、72.4%増となっております。職員の人件費に関しましては、給食調理の委託や警備職員の全校の機械警備化に伴いまして、人件費に関しては6.2%減となっております。

では、事業費につきましては裏面をご覧ください。

先程申し上げました209億6,560万5,000円の内訳で臨時(新規)、レベルアップ事業の経費としましては132億958万9,000円、25年度当初は28億3,040万3,000円で、366.7%増となっております。

歳出増の主な要因は、南青山四丁目の用地取得、朝日中通学区域小中一貫教育校の建設、麻布図書館等の改築の事業などがあります。

また、臨時(新規)事業としましては、教育ビジョン等策定のほか計画策定事業、保幼小連携小学校入学前教育カリキュラムなどを計上してございます。また、幼稚園、小中学校の情報機器整備(情報化アクションプラン)といった予算も計上されてございます。

そして、経常経費につきましては、26年度当初77億5,601万6,000円で、対前年度比3.6%減となっております。

それでは、続きまして3ページ目をご覧くださいと、各款ごとの26年度の一般会計(歳出)予算をお示ししてあります。教育費のところでは、先程ご説明しましたが、72.4%の増で、ほかの款と比べますと圧倒的に増えていることがご確認いただけるかと思えます。

では、続きまして4枚目、A3の別紙2でございます。「平成26年度 新規・臨時・レベルアップ事業一覧」をご覧ください。新規事業が15事業、臨時の継続事業としては9事業、レベルアップ事業11事業で、合計35事業となっております。

その中でご覧いただきたい点としましては、教育ビジョン等の策定でございます。まず教育ビジョンと学校教育推進計画をお示ししてございますが、項番の9番、12番、14番にスポーツ推進

計画や、生涯学習推進計画、図書館等の計画なども計上されてございます。

また、二つ目が小中一貫教育の推進としましては、校歌や校章の作成等で庶務課の部分がありますが、7番で学務課に備品等の購入で予算計上しております。

その他赤羽小学校の改築、赤坂中学校の改築、中之町幼稚園の移転等に関しましては、新規の臨時経費で計上しているものでございます。

保幼小連携小学校入学前教育カリキュラムとしましては、15番目に保育園・幼稚園から続く小・中学校の一貫した教育の推進、港区の特色を備えた質の高い幼児教育の実現のためのカリキュラムの作成のための予算を計上してございます。

16番からは、継続事業でございます。ご覧いただければと思います。

5枚目の資料に移らせていただきます。継続事業として22から24まで計上しております。

25番からは、レベルアップ事業でございます。レベルアップ事業としましては、小学校・中学校・幼稚園の情報機器の整備としては、それぞれの費目で29番から31番まで計上しております。

また、32番では、学力向上事業としまして、区立幼稚園において、園児一人ひとりに応じたきめ細かい指導を充実させるとともに、安全管理を徹底するという中で、保育補助を行う幼稚園アシスタントを配置するための経費を計上してございます。

また、34番では、いじめ・不登校対策事業としまして、いじめ・不登校の問題解決や児童・生徒の健全育成のための小学校4年生から中学校3年生を対象としたアンケートを実施する事業「港区子どもサミット」におきまして、いじめ防止啓発の朗読劇を子どもたち自身が上演する事業の経費を計上しております。

それから35番としましては、中学生理科パワーアップ事業としまして、サイエンスアドバイザーを引き続き配置し、大学機関と連携した出前授業の実施回数の増などを図っていくものを掲載しております。

それから6枚目に、予算集計表をおつけしてございまして、科目ごとの対前年度比較を行っております。教育総務費、小学校費、中学校費、校外施設費、幼稚園費、社会教育費、社会体育費の前年度との増減比較表を載せていますのでご覧ください。

駆け足での説明となりましたが、平成26年度予算案についての説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 1ページ目なのですがすけれども、資料ナンバー3、歳入のところでは教育施設整備基金を取り崩しています。取り崩すとどのぐらいなのか、これを見てもよく分かりません。あと教育財産目的外使用料という意味を教えてください。

○庶務課長 まず、後者の方からですが、例えば東京メトロに学校の用地をお貸ししていますので、その教育財産目的外使用料収入などが計上されています。それから基金の取り崩しに関しまして、至急確認しますので少々お時間をいただきたいと思います。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 先程、庶務課長から説明があった新規・臨時など、教育委員会として意欲的な事業を展

開していくということですが、来年度大いに期待されます。質問は、1番の教育ビジョン等策定、生涯学習推進計画改定、スポーツ推進計画改定とかの中で、例えば教育ビジョン等策定は、974万円と予算がついているのですけれども、この中身はどういうものなのでしょうか。施設などはよく分かるのですけれども、ビジョン策定で974万円という予算の中身は、何に使うということになるのですか。

○教育政策担当課長 教育ビジョンと、各推進計画の改定もそうですが、外部の方のご意見を聞く会議を設けますので、その会議に出席していただく方の謝礼がございます。それと、これらの計画を策定及び改定するための、業務支援委託事業者コンサルタントをつけます。この委託経費もこの中に入っております。またビジョンや各計画完成版の印刷費というのが主なものになります。

○澤委員 コンサルタントというのは、どういう役割なのですか。

○教育政策担当課長 計画策定についての専門的な知識や実績を持った事業者を、募集しています。プロポーザルで選ぶのですけれども、色々な情報収集とか課題整理とか、また、アンケート、基礎調査の分析等をしていただくと同時に、様々な会議を運営しますので、その資料作成や運営支援というところをお願いします。

○澤委員 我々は、教育ビジョン策定では、色々委員会内部の人材とか学校関係とかそういう方々、教育委員会が抱えている人材に貢献いただいでつくっているという考えがあったのですけれども、かなりそういうプロというかコンサルタントも、経費を出して活用するという事になっているのですね。

○教育政策担当課長 やはり様々な方たちのご意見をいただき議論を深めるためには、多くの資料を収集し課題を整理した上でそれらを、たたき台としてご意見をいただくという必要があると思います。そういったものにつきましては、事務局の職員だけでは十分なものがないと考えます。

○澤委員 分かりました。

○小島委員長 事業者というのは、どんな業者があって、どんなことをやっている業者になるのですか。

○教育政策担当課長 調査業務や、それからこういった様々な行政計画を策定するための支援業務を専門にしている会社というのがございますので、そういうものの中から、特に教育の分野に詳しいところを選んでいきたいと思っております。

○小島委員長 そういう事業者は結構たくさんあるものなのですか。

○綱川委員 関連なのですが、この策定業務で2,600万ぐらい計上されているのですけれども、港区全体で、ほかの部局も区長部局も含めると、コンサルタントに対する支出というのは結構大きいです。教育がどうかではなくて、やはり区の職員の中に技術の蓄積とかノウハウの蓄積がなくて、だんだん外部に対する委託が多くなってアウトソーシングとなっていていきます。区としてどう思っているのかということになってくるような感じが若干最近するのですが、コンサル業者にとっては、港区という名前を世田谷区と書いても変わらないのではないか。厚さは変わっても同じようなことを部分的にちょこちょこ変えた、そういう報告書というのが結構出ているのです。

それは教育だけではなくて、全体的にそういうふうになってきていると思います。

その中で、先程委員の先生方に対する人件費というのも入っているとおっしゃいましたけれども、その割合というのは全体からするとすごく少ないというか、あまり出ていないような感じがして、やはり区側としてノウハウの蓄積をちゃんと持ちながら、業者さんの報告書なりではなくて、区独自のものができればいいなと思います。その辺を業者選定に関しても十分気をつけていただいて、区としてのノウハウの蓄積というのはもう少し必要なのかなと思っています。区民参画組織とか色々ありますけれども、ぜひ、こうやりたいのだということをみんなで考えていければいいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育政策担当課長 綱川委員のおっしゃるとおり、港区で策定する教育ビジョンなり各推進計画ですので、支援業者に丸投げということではなく、教育委員会としてしっかりと基本的な考え方は持った上で、さらによい提案とか有効な資料を出していただくような形で、また、そういう業者を選んでまいりたいと思っています。

○綱川委員 よろしくをお願いします。

○事務局次長 予算編成の段階で調査委託、支援委託が事業者に丸投げされていないか、職員のヘッドワークがちゃんと行われた上での支援業務委託なのかがかなり厳しく精査されて、その中で金額も精査され、事業者にやらせることで職員の余裕が生まれてヘッドワークできるというメリットも追求しながら予算は確定していきます。この表で言うと1番とか9番、12番、14番、これらが今回、教育長の指示でいただいたビジョン以下の計画の委託です。

○綱川委員 どこへ行っても同じ金太郎飴で、名前を変えたらどこでも通用するのではないか。都心区だったら都心区でとか、そういうのがあるように私は見えるのです。よそのと同じだということにならないように、ぜひ教育長初め事務局の管理職の方によくただしていただければと思います。

○小島委員長 教育政策は教育政策担当課が策定するもので、業者はあくまで知見の足らざるところを補うだけです。それを見ながらビジョンをきちっと策定するのは教育政策担当課でやってもらわなければいけないわけですから、そこは変わらないわけですね。

○庶務課長 先程の綱川委員のご質問の教育施設整備基金についてお答えいたします。現在の基金残高は69億円です。それが資料のナンバー3に掲載されています。今回の一般会計予算参考資料をご覧くださいますと、1月31日現在の基金残高は、69億となっていて、今回の補正予算で33億円積み増します。来年度現当では102億ある基金のうち、そのうちの94億円を来年度取り崩して使いますという内容になっています。

○綱川委員 8億しか残らないということですか。

○庶務課長 来年度積み増ししなければ、残高は8億円となります。区全体で余っている部分のいくらかを教育費に充てるか、ということになります。

○小島委員長 教育整備資金は毎年定額積み立てるとそういうことではないのですか、

○教育長 今後の施設計画などを見ながら、区の財政、決算の状況を斟酌しながら、どれぐらい次の年に基金を用意しておかなければいけないかを区長が判断しています。

○小島委員長 基金との関連で、芝浦港南地区において、児童がさらに急増した場合に相当のお金がかかる事態が想定されます。義務教育の場合キャパシティオーバーですから受け入れられませんというわけにはいかないのです、その辺が私はかなり心配です。それとの関連で、そういうときのために基金があると思うのですが、基金残が8億になってしまうという点についてどのようにお考えでしょうか。芝浦港南地区で新たに校舎を建てなければいけない、そういう事態になる可能性は、どうなのでしょう。そうした場合にどのぐらいの費用がかかって、その捻出をどうするか。区長部局が「はい、分かりました」と右から左に、区の基金を取り崩してくれるなら、それは心配しなくてもいいのでしょうか。

○教育長 これについては、あと1～2年は今ある校舎を工夫して対応するのですけれども、それ以降になると校舎の増築も考えなければいけない。一方今人口予測をすることもやらなければいけない。区全体の子どもの人口は増えているのですが、では地域的な予測を精査していかなければいけないので、今検討しております。

増築するにしても、どれぐらいのクラス数がそこで可能なのかを検討した上で、経費としてどれぐらい必要になってくるのかということを年次的に、細かく算定していかなければいけない。そういう見通しが立った上で、財政当局等に計画的に必要な施設改修費といえますか、そういったものをお願いして、基金等も含めて足りなくならないように適切に対応できるようにしていくということです。

○綱川委員 基金ですが26年度に基金に30億積んで、27年度にまた出してしまうと、基金でも何でもなくて、一般財源で出しても同じではないかと思ってしまうのですけれども、何かそういう趣旨でもあるのですか。

○庶務課長 基金を通さなければならないというルールはないと思いますが、次年度に何らかの事情で歳入が激減しても基金に積み立てしておけば、事業に影響を受けることが少なくなります。今回は、17億を本来取り崩す予定だったのが、その必要がなくなったので取り崩さないことで17億、予算の余った中から16億円を加えて33億円をプラスしたものです。

○綱川委員 25年度に補正で積み増しておいて、26年度の予算では94億円取り崩して学校建設経費に充てる、そんな理解ですか。

○小島委員長 基金とはどういう性格のもので、どういうときに取り崩すという、そこら辺を一定の取り決めがよく分からないと、綱川委員の言われるように、場当たりのやっただけに見えると思います。基金のあり方については、明らかにしたほうがよいのではと思います。

○綱川委員 公益財団法人改革があって、何しろ基金というのはやめなさい、目的を持ったものでないと内部保留はいけませんよという方向にいていますよね。小島委員長が言われたように、目的外使用があっては困るので、基金にするのはこういう意味があるのだよというのを明確に説明すべきです。これを多分一般の区民が見ても、議員の先生が見たとしても、分かりやすい説明が必要だと思います。

○教育長 それは説明責任がありますから、きちんと分かるように区民に説明していきます。

○小島委員長 この件は大分時間をとっているのですが、ただ、予算ということで非常に大事なことです。この1点はまだ聞きたいというのがあれば、質疑を続けますが、よろしいでしょうか。

32番の学力向上ですが、私はいつも学力向上にこだわるのですが、幼稚園の事業となっていますが、小学校、中学校の学力向上事業で特に予算をつけたというものはあるのでしょうか。

○指導室長 今回、予算の中で学力向上ということで新たに追加したのは、幼稚園のアシスタントの関係で、それに加えて理科の理数教育の充実という点から、今回、予算は分かれているかもしれませんが、理科パワーアップ事業の中に学力向上が入っております。

○小島委員長 分かりました。

この程度でよろしいですか。

3 生涯学習推進課の1月事業実績について

○小島委員長 それでは、続きまして、「生涯学習推進課の1月事業実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の1月事業実績について」ご報告いたします。資料ナンバーの3をご覧ください。実績となっております。

各小学校では、タグラグビー教室が4回、本村小学校ではフィットネス教室を開催しているところでございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの報告に対して何か質問ございますか。

よろしいですか。

4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」でございます。資料ナンバーの4をご覧ください。

各施設事業の1月の利用状況になってございます。今回、特に数値に目立った変更はない状況となっております。ところでございます。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

よろしいですか。

5 港区スポーツセンターのプール休止について

○小島委員長 続きまして、「港区スポーツセンターのプール休止について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区スポーツセンターのプール休止について」ご報告をいたします。資料ナンバーの5をご覧ください。

スポーツセンターのプールの衛生管理や安全確保のため、水を交換し、清掃、機械設備保守点検を行うため、プールを休止するものでございます。

休止の期間は、平成26年3月3日の月曜日から平成26年3月13日の木曜日までの11日間となります。

休止の理由ですが、プールの換水、清掃、機械設備保守点検のため、休止をするものでございます。

特に今回、はりの高所作業ですとか、ろ過機器類の点検、稼働床の点検など点検項目や清掃箇所を増やして対応しております。

利用者への周知方法ですが、『広報みなと』『ひろば』『K i s s ポート』誌への掲載のほか、ホームページへの掲載などを行ってまいります。また、スポーツセンター館内では、ポスター掲示や館内放送などを使って利用者に休止期間を周知してまいります。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございませんか。

よろしいですか。

6 図書館・郷土資料の1月行事实績について

○小島委員長 それでは、続きまして、「図書館・郷土資料館の1月行事实績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館の行事实績及び郷土資料館の行事实績の平成26年1月分につきまして、教育委員会資料ナンバー6でご説明させていただきます。

まず、図書館の行事予定でございますが、お正月、1月ということもございまして、1ページ目のおはなし会の下段になりまして、「十二支のはじまり」ですとかお正月関連の行事が多くなっております。

また、3ページ目の子ども会など、新年子ども会を開催し、子どもたちが図書館に来ていただくような取り組みをしております。

また、4ページ目になりますが、学校関係としまして、港南図書館で不二聖心女子高等学校の3年生さんを1名、職場体験ということで受け入れさせていただきました。

続きまして、5ページに参りまして、郷土資料館の実績でございますが、神応小学校3年生、東町小学校3年生、白金小学校3年生が郷土資料館の方にいらしていただいたものでございます。

この資料にはございませんけれども、2月21日から3月19日にかけて、今回、港区の指定文化財に今年度なりました観智国師肖像ですとか宇田川家文書の展示を行うことになっております。亀山碑につきましてはパネルになりまして、無形文化財、伊東良継様については、三味線をお借りしてきて展示することになっておりますので、こちらに記載はございませんが、ぜひそちらの

方もご覧になっていただければということでご紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。よろしいですか。

7 図書館の1月分利用実績について

○小島委員長 続きまして、「図書館の1月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館の1月分利用実績につきまして、教育委員会資料ナンバー7でご説明をさせていただきます。

表の一番下、合計の右端、利用登録者数のところでございますが、全体の登録者数18万6,150で、1月につきましては1,510の新たな登録がございました。ほぼこれで年度末は前年度並みの利用登録者数になってくるものと考えてございます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
よろしいですか。

8 平成26年度港区立図書館の特別整理期間（休館）と港区立高輪図書館の臨時休館について

○小島委員長 続きまして、「平成26年度港区立図書館の特別整理期間（休館）と港区立高輪図書館の臨時休館について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 平成26年度港区立図書館の特別整理期間（休館）と港区立高輪図書館の臨時休館について、教育委員会資料ナンバー8を使いましてご説明させていただきます。

図書館におきましては、特別整理期間というものを設けまして、休館をさせていただきます、
収蔵資料と電算データの照合、不明資料等の調査、施設整備等の点検整備を実施しているところ
でございます。今回、来年度の特別整理期間について、ナンバー9のとおり実施いたしますので、ご
報告させていただくものでございます。

みなと図書館につきましては9月24日から9月29日までの間の6日間、三田図書館につつま
しては10月13日から10月18日までの6日間、赤坂図書館は9月14日から9月18日の5
日間、高輪図書館については9月29日から10月3日の5日間、高輪図書館分室につきましては
9月8日から9月11日の4日間、港南図書館については10月6日から10月10日の5日間の
特別整理期間を設定いたします。

また、高輪図書館につきましては、高輪コミュニティプラザ等との複合施設となっている関係で、
館の運営のために休館を行うものでございます。平成26年5月12日の月曜日、6月23日の月
曜日、10月13日の月曜日、11月10日の月曜日につきましては、消防設備点検、館内清掃、
受変電設備等の法定点検等のために臨時休館をするものでございます。

これ以外にまた臨時休館等がございました場合は、教育委員会の方にご報告させていただくもの

でございます。

裏面につきまして、これらの特別整理期間及び臨時休館につきましては、『広報みなと』、図書館ホームページ等へ掲載し、利用者等への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
よろしいですか。

9 平成25年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○小島委員長 続きまして、「平成25年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー9でございます。前回、全部読み上げましたので、今日は読み上げをするお時間はないかと思っておりますので、お読みいただいて、修正等ご意見がありましたら今日いただきたいということでございます。

○小島委員長 この「お祝いの言葉」について何かご意見ございますでしょうか。

○澤委員 私に関しては特にありません。

○小島委員長 昔は「お祝いの言葉」は、けんけんがくがく毎回ずいぶん時間を使っていましたよね。最近はみんなすんなりといくようになりました。

○指導室長 丁寧につくってはいるのですが、一つご検討いただきたいことは、幼稚園はこれでもいいと思いますけれども、小学校、中学校について、長さについてやや長いのではないかというようなことも懸念されますので、もし長いようでしたら少し削るという方向でお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○小島委員長 削ってしまうと文脈がおかしくならないですか。

○澤委員 なかなか難しいところですね、聞いているほうの状況にもよりますし、非常に一生懸命聞いてくれているならば若干長くてもよいですね。

○小島委員長 字数としては、例年と比べてちょっと多いですか。

○指導室長 字数としては、それほど変わっておりません。

○澤委員 終了式、卒業式は、幼小中の、保護者にとっても大きな節目ですから、「お祝いの言葉」はどの学校もみんな同じ内容を話すわけですが、子どもたち、保護者にとっても心に響くような、そういうようなことができればと思います。今回アニメが題材ですが、興味を持って聞いてもらうためにはまずテーマが子どもたちに興味があるかどうかということですね。

○小島委員長 アニメだから、子どもたちにとって親しみやすいですね。

○澤委員 そう思います。

○綱川委員 去年も言いましたが、幼稚園の子どもたちに「修了」という言葉を使って本当にいいのかなと思うのです。何とかしたいなと私は思うのですが、「卒園おめでとう」ぐらいの方がよいのではないのでしょうか。小学校、中学校へ行きますと、「卒業式」と両方とも書いてありますけ

れども、「卒業証書授与式」と書いてあったり、色々場所によって違うのです。本当は決まりというものはあるのですか。

○指導室長 厳密に言うと卒業式です。学習指導要領に「卒業式」とありますので、卒業証書授与式はありません。学習指導要領に定めている学校行事でやる場合は、正式には卒業式です。

○小島委員長 卒業証書授与式が正式かと思いました。

○指導室長 要するに表現の問題だけです。

○綱川委員 一部分が授与式なのです。

○小島委員長 そうですか。逆だと思っていました。卒園式はどのようなのですか。

○指導室長 卒園式はないのです。修了するということが定められているので、幼稚園の教育要領で修了が定められているので修了証書といいます。

○綱川委員 校長先生の式次か告示、港区内で行く学校によって違うのです、式次第が「式次」と書いてあったり「告示」と書いてあったりします。それもちょっと不思議だなと思います。

○教育長 校長の権限でやっているのではないですか。

○綱川委員 決まりはないわけですね。

○指導室長 法律に触れるとか、そういうことはないのですが、多分ずっと伝統的に引き継いできているものがあって、それを大事にしているのではないかなと思います。

○綱川委員 学校によって違うわけですね。

○教育長 何を歌うかということもあります。ただ、国旗と校歌、この斉唱は共通でやります。

○澤委員 それぞれの「お祝いの言葉」というのは、誰に原案をつくっていただいているのですか。

○指導室長 一応幾つかテーマの候補を今年はお知らせしましたので、どんな内容になるかという概略をつくらせて、最終的にテーマ性を持たせようということで、今回はアニメということで一貫したものにしておりますので、担当指導主事が原案を持ってきて、その後、我々の方で供覧して校正や修正を加えたものです。

○澤委員 それぞれ幼稚園、小学校、中学校の担当の指導主事が作るのですね。この間テレビでアメリカの大統領、一般教書とかでは、ゴーストライターがいて、その人たちの座談会をしていました。アメリカはちゃんとそういう人たちが表に出て、クリントンの場合には実際まで自分で直してしまったとか、おもしろい座談会でした。やはりそういった縁の下の力持ちの人を我々も評価する、そういう姿勢が大事なのではないかなというように思ったので聞いてみました。色々苦勞してつくっていただいているわけですね。

○綱川委員 きちんとした組織だと起草委員会をつくって、みんなで話して、正副で決めますけれども、最終的に責任は誰がとるのかといたら、話す人で、その長だったりするのです。勝手に私見を話されてしまっては困るという組織が多いと思いますので、そういうふうにするのではないですか。港区の長が話す時も、正副というか、骨子は話し合っただけですね。

○教育長 所信表明は、企画の担当の係長が原案をつくって、それで区長もまじえて特別職、私も含めてですけれども、4回ほど読み合わせをして、直しを入れて4回ぐらいやります。

○澤委員 アメリカの場合には、資料はゴーストライターが色々なところから用意して、大統領といわゆるゴーストライターとの間で、何が重要か大統領と相談してということです。

○教育長 材料を選ぶときは、各課から材料をもらってやらなければいけないし、誤ったことを言っていないか最後は各部課長に点検を依頼しています。

○小島委員長 分かりました。

それでは、この案件はこの程度とします。

10 御田小学校の給食について

○小島委員長 次に、「御田小学校の給食について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 急遽追加でご報告させていただくものでございます。資料も当日配布になって大変申し訳ございませんでした。資料ナンバー10に沿ってご説明いたします。

先週5日の水曜日の午後のことでございます。御田小学校のお昼、給食が終わりまして、片づけを始める際に調理員が、地下1階の給食室に向かったところ、調理室の手前の前室という作業用の服や靴を着用するような場所があるのですが、そこの入り口付近で天井のあたりから漏水になったのを発見いたしました。

1枚おめくりいただいて、左側が給食室の平面図、赤い印をしたところが水漏れを発見した位置でございます。写真でいきますと、3枚ある下の左側の部分です。奥に階段が見えますが、ここが入り口で下がっていった入ったすぐのところでございます。その右側が天井部で、このつなぎ目からしみ出た水分がここを伝わって下に、約10センチぐらい水たまりがあった、ということございました。

早速業者を呼びまして確認したところ、もう1枚おめくりいただきまして、真上、赤い印を平面図にしてございますが、1階部分に職員用の男女のトイレがございます。その男子トイレの和式のトイレの部分、便器の下の配管とのつなぎ目付近から亀裂が生じたために、そこから水がしみ出たのが原因であったということでございます。

対応といたしましては、すぐトイレは使用禁止にいたしました。トイレの排水口からの漏水ということでございましたので、ウイルス等の危険性がありますので、すぐに翌6日と7日の給食の提供中止を決定いたしました。決定が夕方過ぎておりましたので、緊急メールで各ご家庭に2日間弁当と水筒の持参を連絡しました。メール登録されていない方については、電話連絡いたしました。

翌日に、保健所から現地調査をし、指示に基づきまして給食関係者、現場にいた者は調理員7名と学校栄養士1名の、8名について検便検査を実施するというのと、給食室内の消毒をすることといたしました。

検便検査でございますが、翌7日に検体を保健所の方に持ち込みましたが、実施する検査がノロ・サポ・ロタという感染性胃腸炎の原因となるウイルス検査、それと万が一を考慮しましてサルモネラ（黄色ブドウ球菌）等の食中毒の原因となる細菌検査も実施するため、検査には概ね1週間程度かかるため、7日にはさらに1週間給食を引き続き中止することとし、プリントにより、児童通じ

て保護者の方に連絡いたしました。

昨日の夕方までの状況でございますが、保健所から、2種類の検査については全員陰性で、人に関しては問題がないという連絡が入っております。

それと施設でございますが、本日から消毒を入れまして、その後調理員が再度食器類までの消毒、清掃を、土曜日までに全て終えて、来週17日月曜日から、最終的に保健所の了解を得た上でございますけれども、給食が再開できるというような見込みとなっております。

簡単ですが説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご報告に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 未然に防げた形でよかったとは思いますが、建物の配置計画からいって、給食室の上にトイレを置いてくるほうが私はおかしいと思うし、これが今、応急的に直ったとしても、将来的に排水の水漏れというのほどこに出るか分からないので、対処療法ではなくてきちんとやっていくのと、ほかの学校も一斉点検をしていただかないとまずいのではないかと考えますので、こういう危険があるところ、例えば調理室の上にトイレとか排水があるような設備計画になっているところがあれば、大久保課長と相談しながら、ぜひ点検をしていただかないと思いますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 その予定はあるのですか。これから検討ですか。

○学務課長 今のご指摘のとおり、例えば御田小学校の場合ですと、下からの修理ということになりますので、給食室の中からとなると、通常の土・日だけではできないということがございます。三期休業中などを使って行う必要があると考えております。他の学校も含めまして、おそらくこのような構造になっているところは少ないとは思われますけれども、万が一を考えまして全体的な施設、起こらないような予防について検討していきたいと思っております。

○小島委員長 大久保課長、どうですか。

○学校施設担当課長 綱川委員ご指摘のとおり、トイレの下に給食室という、いささかちょっと考えづらい計画になってございます。昭和41年に増築された部分でございますので、計画の意図というのは分かりかねる部分がございます。ほかの学校につきまして、こういう部分があるかというのを調べしましたところ、当然ですけれどもほかにはございません。

今後、御田小学校につきましては、大規模な改修等を行ったとしても、この計画自体を変えることはできませんので、改めてご指摘のとおり点検等を重視しまして、必要な改修等を行っていくということを考えてございます。

○綱川委員 たまたまこの日に御田小学校に行っていました。このことではなくてお話を聞いて、ここは増築、増築なので、色々入り乱れてしまっていて、動線も分からないとか、校長先生が言われていて、このことなのだと思いました。多分増築、増築でやっていったので、こういうことになっているのだと思いますが、衛生上の安全面とか避難の安全面とか色々ありますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 それでは、大久保課長に期待がかけられましたので、よろしくをお願いします。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、ほかに何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、これをもちまして閉会といたします。次回は2月28日金曜日、午前10時からの予定です。皆様、お疲れさまでした。

(午後12時06分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 小 池 眞喜夫